

女性の権利

※

常勤講師、臨時講師(病休・休職の代替教員)、
臨時主事・技師(病休・休職の代替職員)、
産休・育休代替の臨時講師、臨時主事・技師

「えっ、1950年頃の産休取得は平均6週間!」

女性部は願ってきました。

- 命を生み出し、命を守り育てたい。
- いきいきと働きつづけたい。
- 男女平等を実現したい。
- なにより平和な社会をつくりたい。



母性のために



…………… 生理休暇 ……………

1回につき2日以内、時間あるいは半日でもとれますが、
1日とカウント。途中の休日もカウントされます。



妊娠したら

…………… 通院のための休暇 ……………

- 妊娠23週まで…………… 4週間に1回
- 24～35週…………… 2週間に1回
- 36週～出産まで…………… 1週間に1回
- 出産後…………… 1年までに1回
- その他、医師が指示する回数

…………… 通勤緩和措置 ……………

朝夕各30分以内。1日1時間以内に
まとめることもできます。
徒歩・自転車通勤でも可。

…………… 教員の体育実技・負担軽減措置 ……………

- 妊娠判明時から産休に入るまでの
必要な期間取れます('08.4)
- 小学校 週3時間
中学校 週18時間
高校 体育持ち時間
養護学校教員は週(15+3)時間
寄宿舎職員に週29時間('01.5)
- 養護学級担任は、1日2時間
- 非常勤講師が配置。(原則午前中)
- 養護教諭の負担軽減は、養護助教諭が配置。
※ 任用期間によって取得可

…………… 妊娠障害休暇 ……………

つわりや妊娠中の障害のため、14日以内。
バラバラにもとれます。産前休暇と特産休7日間に
引き続く場合は、常勤の代替講師が配置されます。
2週間前までに事由書を出します。



妊産婦は

- 時間外労働、休日労働、
深夜労働をさせないように
請求できます。
(労働基準法第65条・第66条)
- 医師や助産師に、補食や
休憩の必要を指導された場合、
必要な時間が職務免除扱いに
なります。
- 風疹の抗体検査を受けるときや、
風疹感染をさける職務免除も
あります。



出産するとき

下記には代替者が配置されます

…………… 産前・産後休暇 ……………

- ①通算16週間、②ただし産後8週は
必ず休まなければならない。
③取得期間は本人申請。
- 多胎妊娠には、産前休暇が8週間プラス。
- 事務引継ぎ日があります。
※ 任用期間によって取得可

…………… 早産・流産・死産のとき …………… (人工・自然を問わず)

- 4ヶ月未満…………… 病気休暇
- 4ヶ月以上…………… 16週間の特別休暇
多胎妊娠は24週間

男性職員の育児参加のための休暇
年5日以内で、日または時間単位でもOK。
妻の出産前後8週間以内に、当該子または
就学前の子の養育のため。

夫の出産休暇

2日間。出産日～出産後2週間以内。
日または時間単位でもOK。



育児のための休暇

すべて男女どちらでもOK。

…………… 育児休業 ……………

- 子どもが3歳になるまで。
一度復帰してももう1回とれます。
代替者が配置。
- 無給ですが、1歳までは共済組合から
育児休業手当金が支給されます。
ただし、保育所に入所できない等の
特別な事情がある場合は、
1歳6ヶ月まで支給されます。
- 共済掛金(長期・短期とも)が
免除されます。
互助組合の掛け金は免除されませんが、
育児休業支援金として掛金相当額
5000円が給付。
- 事務引継ぎ日があります。
※ 取得不可

…………… 部分休業 ……………

- 子どもが小学校就学前まで、
1日2時間まで。(15分単位)
- 育児時間をとる人は合計2時間まで。
- その時間の給料は減額されます。

…………… 育児時間 ……………

- 子どもが1歳6ヶ月になるまで、1日2回
まで、90分までとれます。有給。

…………… 育児のための短時間勤務制度 ……………

- 子どもが小学校就学前まで。
- 1月前までに申出、非常勤代替配置。
- 勤務形態は選択、給料減額。
※ 取得不可

…………… 子どもの看護休暇 ……………

- 中学校就学前までの子のケガ・病気の看護。
- 年5日以内(子が複数の場合、10日以内)
時間単位もOK。
- 診断書は不要です。

…………… 介護欠勤 ……………

- 年30回。1回1日または必要な時間。
時間取得でも1回とカウント。
- 介護欠勤申請書を提出。
診断書等は原則不要。
- 給与は減額。代替配置なし。

…………… 短期の介護休暇 ……………

- 要介護者1人5日、2人以上10日。